（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条　法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

［一～三　略］

四　前条第一号に該当する場合　次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　高速取引行為者が前条第二号イ又は法第六十六条の五十三第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　［略］

(2)　当該者が前条第二号イに該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由

(3)～(7)　［略］

［ヘ・ト　略］

五　前条第二号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　前条第二号イ又はロに該当することとなった役員の氏名又は名称

ロ　当該役員が前条第二号イに該当することとなった場合にあっては、該当することとなった年月日及び理由

［ハ～ト　略］

［六～十一　略］

2　［略］

（届出書に添付すべき書類）

第三百四十三条　法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、前条第一項の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

［一・二　略］

三　第三百四十一条第一号に該当する場合　次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる書類

［イ～ハ　略］

ニ　高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

［削る。］

(1)～(3)　［略］

ホ　［略］

（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イに該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　［同上］

(2)　当該者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

(3)～(7)　同上］

［ヘ・ト　同上］

五　［同上］

イ　法第二十九条の四第一項第二号イからリまでのいずれかに該当することとなった役員の氏名又は名称

ロ　当該役員が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けた年月日

［ハ～ト　同上］

［六～十一　同上］

2　［同上］

（届出書に添付すべき書類）

第三百四十三条　［同上］

［一・二　同上］

三　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　高速取引行為者が法第六十六条の五十三第六号イに該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

(1)　当該高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第二号イに該当することとなった場合にあっては、後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の審判書の写し又は後見開始の決定若しくは保佐開始の決定の内容を記載した書面

(2)～(4)　［同上］

ホ　［同上］